

3. 調査体制

(1)調査体制

発掘調査現場の運営等については、基本的には下記の3職種で実施

1)調査員(地方自治体の職員)

⇒ 発掘調査現場に常駐し、業務の管理及び統轄を行う者。委託者や支援業者等との協議や工程会議等の任にも当たる。

2)調査補助員(嘱託等)

⇒ 発掘調査現場に常駐し、調査員を補佐する者。遺構実測、写真撮影、遺物取り上げ等、専門的作業の任にも当たる。

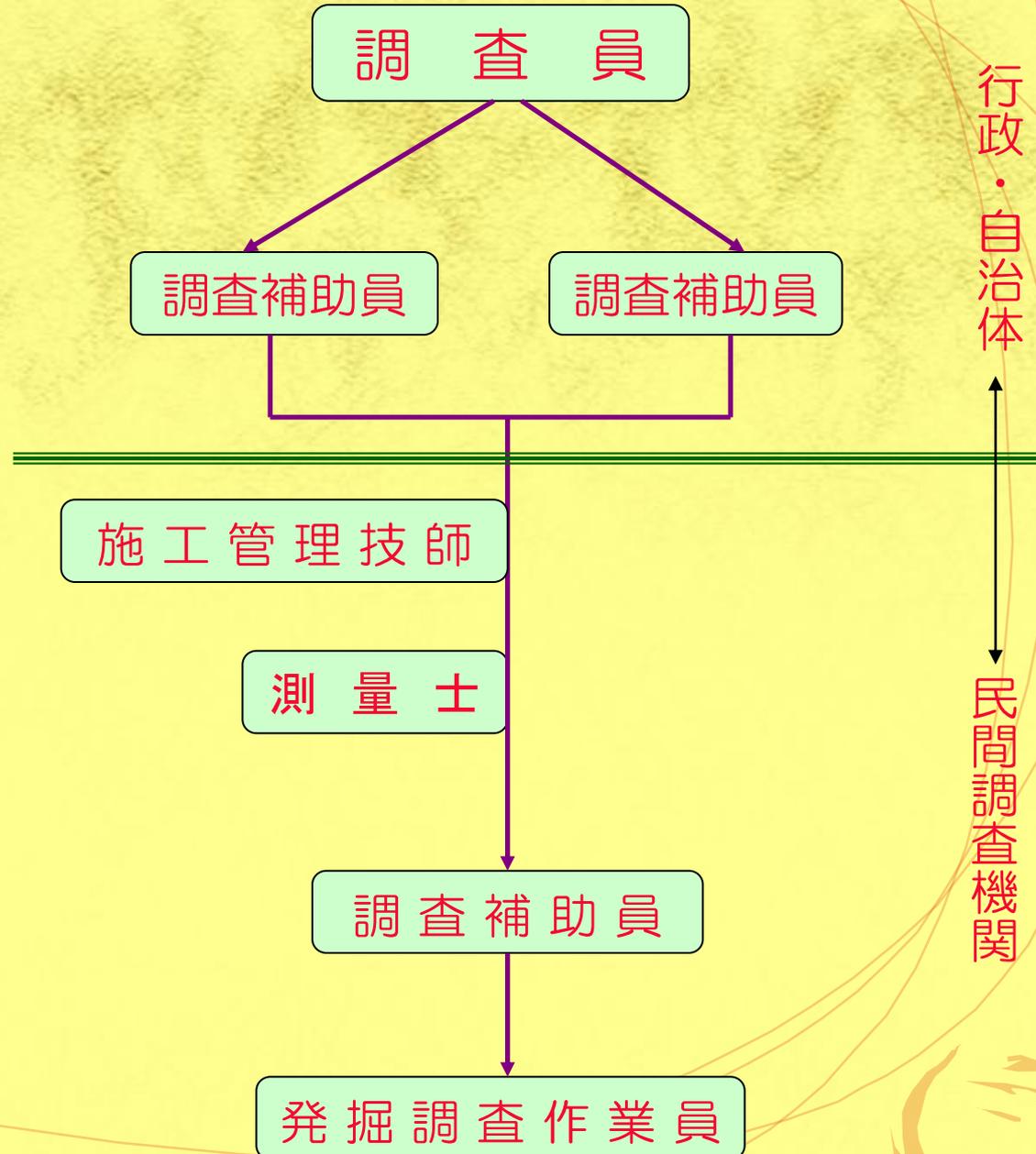
3)発掘調査作業員(非常勤)

⇒ 調査員又は調査補助員の指示の下、包含層の掘削等の発掘に係る作業に従事する者

調査体制表

基本事項

- 1) 教育委員会の調査員による監理・監督の下に実施
- 2) 発掘調査を実施する自治体の調査体制に組み込む



民間調査機関の導入・活用

(2) 民間調査機関

① 必要性 ⇒ 発掘調査の円滑な推進

② 効果 ⇒ 迅速な調査の推進

③ 沖縄県内の導入の現状

15～16社が登録

発掘調査光景

海軍病院本体(Ⅰ)地区発掘調査光景・2



4. 人材の確保・1

(1) 専門調査員の配置状況

- 県、市町村における専門員の現状
- 県内41市町村のうち、27市町村において配置
(配置率約66%)
- 近年の傾向は、未配置市町村で配置するなど、
県全体としては微増の傾向を示している。
⇒次ページ参照